

令和4年度 環境省補助事業
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
「脱炭素社会の構築に向けたESGリーズ促進事業」
説明資料

令和4年5月

一般社団法人 環境金融支援機構（OSSF）

目次

1. 事業の目的

2. 制度の概要

- (1) 制度内容
- (2) 補助金交付対象者
- (3) 補助金制度の仕組み
- (4) 主な変更点
- (5) 取組内容
- (6) 補助対象となるリース先
- (7) 補助対象となるリース契約
- (8) 補助対象となる脱炭素機器

3. 補助金交付申請の手続き

- (1) 申請及び問い合わせ先
- (2) 受付期限
- (3) 補助金申請者の受付方法
- (4) 補助金の振込口座
- (5) 補助金の交付日程
- (6) 申請手続きの流れ
 - A. 補助金申請の手続きについて
 - B. 補助金交付申請について
 - C. 補助金交付後のリース契約に係る報告事項について
 - D. 補助金の返還事由について
 - E. 指定リース事業者の事情の変更について
 - F. 申請書類等の保存義務について

1.事業の目的

本事業は、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」となっており、リース料の低減を通じ、**脱炭素機器の普及を促進することによって地球環境の保全に資することを目的**とし、

○リース会社によるESG要素（環境、社会、ガバナンス）を考慮した取組を促進し、リース業界におけるESGの取組拡大に繋がります。

○サプライチェーン全体での脱炭素化に貢献する中小企業のサポートを行います。

2.制度の概要 (1) 制度内容

○申込期間 令和4年6月6日～令和5年3月15日

○予算額 13.25億円 (令和4年度予算事業)

○補助率

本事業の補助率は、脱炭素機器のリースによる導入に必要な総リース料の
6%以下とします。

○補助対象となる脱炭素機器の設置完了日 (借受証の発行日)

- ・ 補助対象機器の設置は、令和4年4月1日以降～令和5年3月17日までに完了することとします (借受証が発行される状況をいいます)。

利用申込書の日付は、E S Gリース促進事業の事業開始日以降とします。

<本事業スケジュール>

4月	5月下旬～6月上旬
(4日～22日) 指定リース 事業者の公募	補助事業者・ 指定リース事業者の決定 ・採択通知書をESGリース責任者様あてにメールにて通知。後日、各種手続き書類等、ご担当者様あてにメールにて通知。

補助事業開始

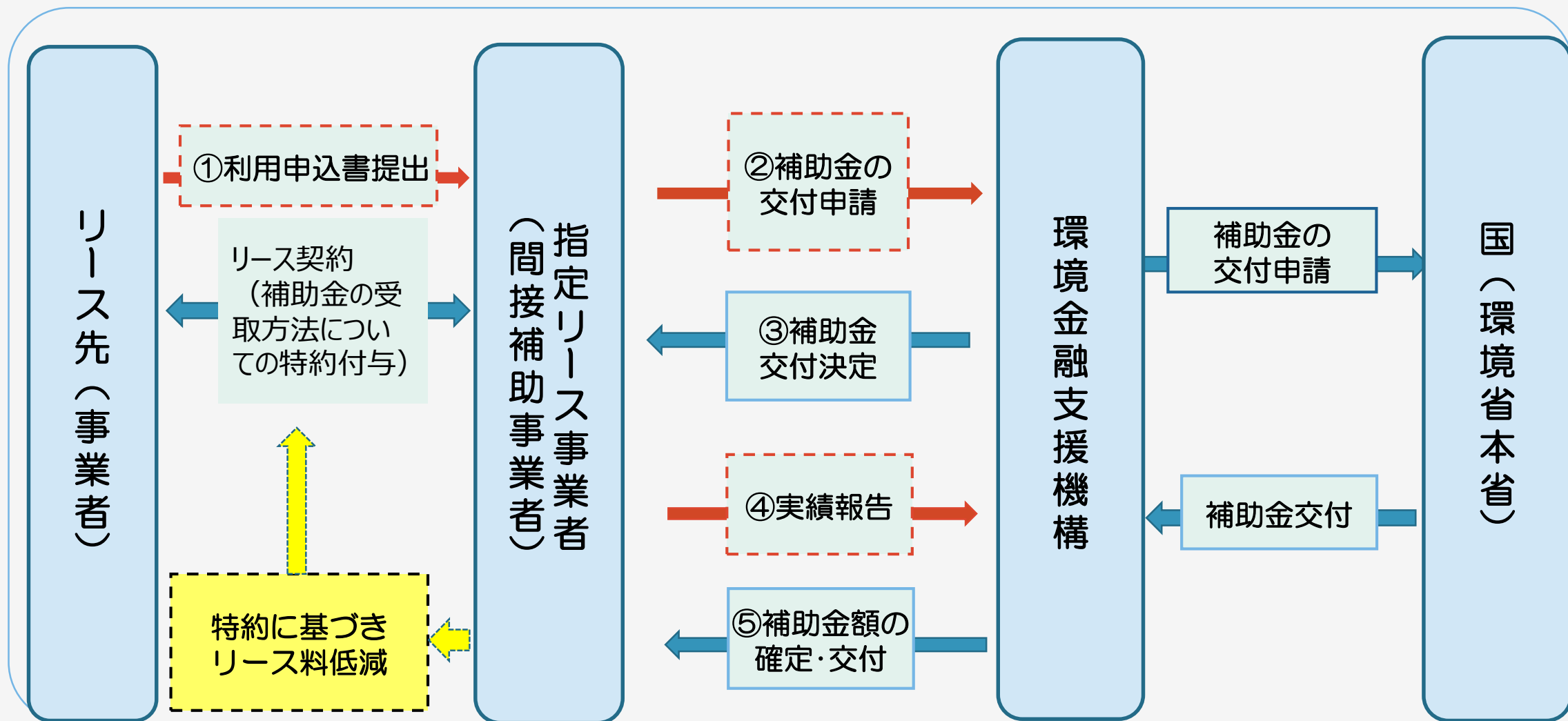
補助金申請の受付開始
(6月6日)
(補助金交付は四半期毎)

※上記スケジュールについては、事業実施の準備作業の進捗等により変更があり得ます。
※本事業についてのお問い合わせは、メールで受付いたします。

(2) 補助金交付対象者

本事業の補助金交付対象者は、環境省より「脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業」の間接補助事業者として指定を受けたリース事業者
(以下「**指定リース事業者**」という。) となります。

(3) 補助金制度の仕組み



(4) 主な変更点 (その1)

・令和3年度

【対象リース先】

医療法におけるベッド数199床以下の医療提供施設。

【製品】

(対象製品)

LED照明

ボイラ（温水/蒸気）⇒全熱源

・令和4年度

【対象リース先】

厚生労働省受療行動調査における病院の表章区分の中・小病院および医療法におけるベッド数499床以下の医療提供施設。

【製品】

(対象外製品)

LED照明

ボイラ（温水/蒸気⇒都市ガス、LPガス以外）

(新規対象製品)

医療画像機器、分析機器、射出成形機

(一部追加)

電気・燃料電池自動車

⇒搭載された電池（燃料電池を除く）で駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない側車付二輪自動車、原動機付自転車、軽自動車に該当する二輪自動車)

(4) 主な変更点 (その2)

・令和3年度

【変更申請書】

申請者は、補助金交付申請書を機構に提出後、申請内容の誤り等により交付申請内容の修正が必要になった場合には、**様式第3**による交付申請内容変更申請書を機構に提出し、**様式第4**による補助金交付申請内容承認通知書を受領しなければならない。

【実績報告】

完了の日（リース契約の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して**60**日後。

・令和4年度

【変更申請書】

修正後の交付申請書を機構に**再**提出しなければならない。

【実績報告】

完了の日（リース契約の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して**90**日後。

(4) 主な変更点 (その3)

・令和3年度

【補助対象となるリース契約】

- ・同時期の同一物件に対してリース契約を分割する事例では、補助対象金額は2億円を上限とする。

・令和4年度

【補助対象となるリース契約】

- ・同時期の同一物件に対してリース契約を分割する事例では、補助対象金額は2億円を上限とする。ただし、本事業においてサプライチェーン上脱炭素機器の普及を促進する目的である等合理的な理由があると判断する場合は、各リース契約ごとに補助対象金額は2億円を上限とする。

(5) 取組内容

適格要件を満たしたリース先又は指定リース事業者が、環境省が定める基準を満たす脱炭素機器をリースにより導入した場合に、当初リース契約期間の総リース料（消費税及び再リース料を除く）の4%以下の補助金を指定リース事業者に対して交付します。更に、特に優良な取組には1%上乘せ、極めて先進的な取組には2%上乘せします。

ESG要素を考慮した加点 取組の有無		特に優良な取組 (1%上乘せ)		極めて先進的な取組 (2%上乘せ)
取組の実施主体				
リース先（中小企業等）	基準補助率 (環境省が定めた製品別 補助率)	有	無	有（1%）
指定リース事業者		無	有	有（1%）
補助率	1～4%：①	① + 1%		① + 2%

・極めて先進的な取組の加点は、リース先（中小企業等）、指定リース事業者の両方に該当する場合は、補助率に2%（1%+1%）が上乘せとなります。

(5) 取組内容

それぞれの要件、証憑等の内容について ～リース会社のESGの取組に関する要件・証憑等～

補助率	項目	要件の内容	必要書類
適格要件	ア	リースを実施するに当たり、リース先のESG要素に基づくリスクと機会を把握し対話を行う（エンゲージメント）、又はESG要素を考慮してリース先を選定する	提案実績、成約事例、補助事業の参加等を確認できる資料
	イ	与信審査等においてESG要素を織り込む（インテグレーション）	与信審査等の過程において提案又は判断材料の一つとして織り込んでいることがわかる資料
	ウ	関連する国内外のイニシアチブに賛同している（例：SBT、RE100、REAction、UNEP FI、PRI、PRB、TCFD、持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）等）	賛同状況等を確認できる資料
	エ	ESG関連の専門部署や専任者等を配置したうえで、当該部署又は専任者等が本業におけるESGの取組を推進することを目的として部署横断的に業務を実施する等組織的な体制を構築している	配置、組織、業務体制・実施状況を確認できる資料
加点要件	オ	本業においてESGに関する目標設定、方針設定、戦略策定等を行い、公表している	経営計画書、統合報告書、ホームページ等内容がわかる資料等
	カ	組織的に与信審査等においてESG要素を織り込む（インテグレーション）	企業として、ESG要素を織り込んだ与信審査の実施が規程、明文化されていることがわかる資料

(5) 取組内容

それぞれの要件、証憑等の内容について～サプライチェーン上の中小企業ESGの取組に関する要件・証憑等～

補助率	項目	要件の内容	必要書類
適格要件	ア	サプライチェーン全体として脱炭素化に向けた取組が行われており、大企業等からの要請、支援を受け、サプライチェーン内の中小企業等が脱炭素化の取組を行っている	取組を行っていることがわかる資料又は下記2点について記載した誓約書（自己申告制） ・取引先の大企業の名称並びに削減要請の内容 ・上記削減要請に対する取組内容
	イ	脱炭素化に向けた自主目標を設定し、その達成に向けて取り組んでおり、サプライチェーンの脱炭素化に自主的に貢献している	目標設定並びに取組状況がわかる資料
加点点要件	ウ	サプライチェーン全体でパリ協定の達成に向けた脱炭素化の目標を設定しており、当該サプライチェーン内の中小企業等がその達成に向けて取り組んでいる	取組を行っていることがわかる資料又は下記2点について記載した誓約書（自己申告制） ・取引先の大企業の名称並びに削減要請の内容 ・上記削減要請に対する取組内容
	エ	中小企業等が中小企業版SBT、REAction等、 パリ協定に整合する目標 を設定し、その達成に向けて取り組んでいる。または、環境経営マネジメントを通じて脱炭素化に向けて取り組んでいる等、サプライチェーンの脱炭素化に自主的に貢献している	目標設定並びに取組状況がわかる資料

※パリ協定に整合する具体的目標とは、削減目標として「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指す。また、2050年目標と整合的で野心的な目標として、「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減すること、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくこと」を目指す等。

<補足事項>

サプライチェーン上の中小企業ESGの取組に関する証憑参考資料

加点要件「環境経営マネジメントを通じて脱炭素化に向けて取り組んでいる等」
に該当する認証取得の例

- ISO14000シリーズ
- エコアクション 2 1
- エコステージ
- K E S （環境マネジメントシステム・スタンダード）
- 第三者が認める環境マネジメントシステム
- 独自策定の環境マネジメントシステム 等

(6) 補助対象となるリース契約 (その 1)

本事業の補助対象となるリース契約の要件

- リース期間中の途中解約又は解除が原則できない契約であること。
- 1リース契約の脱炭素機器部分の総リース料の金額については、65万円以上 2 億円以下とする。
- 解約可能型オペレーティングリース以外のリース取引であること。
- 環境省が定める基準を満たす脱炭素機器を使用させる契約であること。
- 補助金予定額の全額がリース先のリース料低減につながっている旨の特約が締結されている契約であること。なお、リース先に対するリース料への補助金の還元はリース料支払期間内に終了するものとする。
(指定リース事業者が補助金交付を受けた後、すみやかに補助金全額をリース料に一括で還元させる場合は除く) 分割による端数は初回の支払金額で調整することとする。
- 国による、他の機器購入に係る補助金を受けた契約でないこと。

※経済産業省の低炭素リース信用保険制度（以下「リース信用保険」という。）との併用は可能。

（６）補助対象となるリース契約 （その２）

- メンテナンス費用、リース物件のレベルアップ等による解約金又はそれに準ずるものに係る金額等は含まれない。（その部分は補助対象外とする）
- リース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数（法定耐用年数）の70%以上（10年以上は60%以上）の契約であること。ただし、リース期間が3年以上の契約であること。
- 原則、リース料支払い期間中において1年間に4回以上の均等分割払いとなっている契約であること。
- 日本国内に脱炭素機器を設置する契約であること。
- 中古品の脱炭素機器をリースする契約でないこと。
- 日本円建ての契約であること。
- リース期間を通じて契約が継続していること。

<補足事項>

- ※補助対象機器と補助対象外機器の両方を含むリース契約については、補助対象機器のリース契約のみが補助対象となるため、個別機器毎のリース料の内訳を明示することが条件となります。
なお、内訳の明示ができない場合は、対象機器のみからなるリース契約をもって補助金申請を行う必要があります。
また、補助対象機器と補助対象外機器の両方に係る共通費用等が含まれる場合は、当該共通費用はリース料又は取得価額で按分して下さい。
- ※購入選択権付リースについてはリース料のみを対象とし、残価部分を対象外となります。
- ※リースバックによるリース契約の場合、3ヶ月以内のリースバックであることがわかる証憑が必要となります。
- ※1社当たりの補助金限度額、申請件数の設定は行いません。

(7) 補助対象となるリース先 (その 1)

本事業の補助対象となるリース先の要件は以下の通りとなります。

- 対象リース先は、中小企業、個人事業主等とする。なお、中小企業とは次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。
 - ・資本金基準とし、中小企業は資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社法上の会社。
 - ・厚生労働省受療行動調査における病院の表章区分の中・小病院および医療法におけるベッド数 4 9 9 床以下の医療提供施設。
- ※その他の資本金又は出資の定義がない法人については補助対象外となります。
- サプライチェーン上の脱炭素化に資する以下の取組を行っている者とする。 (P12・13参照)

(7) 補助対象となるリース先 (その 2)

○その他

- ・政府機関、地方公共団体又はこれに準ずる機関でないこと。

※これに準ずる機関とは、特殊法人、独立行政法人、地方公営企業、地方公社、地方独立行政法人、政府機関、地方公共団体、及び前記団体が出資する法人からの出資割合が単独または合計で50%を越える法人。

- ・会社法上の外国会社でないこと。
- ・反社会的勢力でないこと。

(8) 補助対象となる脱炭素機器

本事業の補助対象となるリース契約の要件は以下の通りとなります。

- 環境省が「ESGリース促進事業」の**実施要領**（以下「実施要領」という。）で定める基準を満たす脱炭素機器であること。
- 令和4年4月1日～令和5年3月17日までに借受証が発行される機器**であること。

(8) 補助対象となる脱炭素機器（機器分類別補助率）

機器分類		補助率
業務部門 脱炭素機器	ボイラ	3 %
	ボイラ以外の熱源設備	4 %
	厨房用設備	
	空調用設備	
	業務用冷凍冷蔵設備	
	医療画像機器	
	分析機器	
産業部門 脱炭素機器	建設機械	2 %
	工業炉	
	鑄造機械	
	省エネ型ダイカストマシン	2 %
	エネルギー変換設備	
	工作機械	1 %
	鍛圧機械	
	射出成形機	
運輸部門 脱炭素機器	電気自動車	4 %
	燃料電池自動車	

左記の補助率に対し、リース事業者、ユーザーのESGに係る優良な取組は1%上乘せ、極めて先進的な取組は2%の上乘せとなります。

今年度新たに、
 ・射出成形機
 ・医療画像機器
 ・分析機器
 が対象となっています。

(8) 補助対象となる脱炭素機器 (射出成形機)

【射出成形機とは】

- ・プラスチック素材を熱で溶かし、金型に流し込み成形する機械。
- ・プラスチック製品の多くは、射出成形機で加工・製造される。

【ESGリースの基準】

- ・型開閉機構、計量機構、射出機構のいずれかにおいて次のイ又はロを行うものに限る。
 - イ サーボモータ又はインバータ方式により油圧ポンプ用電動機の制御を行うもの。
 - ロ 電動化機構により型開閉、計量、射出のいずれかを行うもの。

(8) 補助対象となる脱炭素機器（医療画像機器）（その1）

医療画像機器とは、医療機関等で使用され、人体の各部位、器官等の検診、病気の発見、治療スケジュール、治療効果の判定等に必要不可欠な画像診断を行う医療機器。

機器分類	ESGリース 対象要件（いずれか一つ）
磁気共鳴画像診断装置	イ 冷凍機、冷却水循環装置（チラー）出力の可変制御または間欠運転制御 ロ 冷却水循環装置（チラー）を使用しない ハ 主要構成ユニットのスリープ機能（スリープ時、待機時消費電力を削減するユニットがある） ニ 冷却ファンのスリープ機能（待機時、スリープ時に冷却ファンの一部、すべてのファンを停止するもの） ホ 造影剤を使用しない“非造影”撮影技術による環境負荷低減できる ヘ 液体ヘリウムを使用しない ト 本体並びに構成ユニットで上記以外の省エネ技術を有する
医用X線CT装置	イ 機構部回転エネルギーの電力回生機能 ロ 主要構成ユニットのスリープ機能（スリープ時、待機時消費電力を削減するユニットを有する） ハ 低被ばく技術搭載による消費電力の削減機能 ニ 省エネモード機能 ホ 本体並びに構成ユニットで上記以外の省エネ技術を有する
診断用X線装置	イ 主要構成ユニットのスリープ機能（スリープ時、待機時消費電力を削減するユニットがある） ロ 低レート撮影、低線量収集によりX線ばく射の消費電力を低減する機能 ハ X線線量だけでなく消費電力も削減する、画像処理機能 ニ 大電流を必要とするX線照射の条件を自動若しくは手動にて切替が可能であり、電力抑制ができる ホ フィルムレス等によるデジタル技術機能により検査時間の大幅な短縮ができる ヘ X線受光部にX線平面検出器（FPD）を採用し、電力抑制が可能である ト 従来、複数台の機能を1台に集約した装置や、キャビネット数の削減による消費電力の低減できる チ X線高電圧装置にインバーター制御方式を採用し、効率的な電力制御ができる リ 患者の撮影位置決めを行う光照射野表示器や光源等にLEDを使用している ヌ キースイッチOFFで省電力モードに入る ル 移動型装置で電動アシスト無く手動で移動できる ヲ 本体並びに構成ユニットで上記以外の省エネ技術を有する

※各製品の省エネルギーに関わる適合要件の可否については、医療機器メーカーに確認のこと。

※各機器分類に該当する製品名称はESGリースHP参照。同名称は業機一般的名称であり、医療機器に同梱されている添付文書、又は電子情報として独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページに掲載されている医療機器の一般名称で確認可能。

(8) 補助対象となる脱炭素機器（医療画像機器）（その2）

機器分類	ESGリース 対象要件（いずれか一つ）
診断用X線画像処理装置	☐ イ 待機時消費電力を削減するスリープ機能を有する ☐ ロ 本体並びに構成ユニットで上記以外の省エネ技術を有する
診断用核医学装置 及び関連装置	☐ イ 機構部回転エネルギーの電力回生機能 ☐ ロ 主要構成ユニットのスリープ機能（スリープ時、待機時消費電力から50%以上削減するユニットを有する） ☐ ハ 低被ばく技術搭載による消費電力の削減機能 ☐ ニ 本体並びに構成ユニットで上記以外の省エネ技術を有する
超音波画像診断装置	☐ イ スリープ機能が搭載されている ☐ ロ 検査効率の向上により消費電力の削減 ☐ ハ 汎用携帯端末の使用により消費電力を削減 ☐ ニ 本体並びに構成ユニットで上記以外の省エネ技術を有する
医用内視鏡	☐ イ 光源としてLED、レーザーを使用するもの ☐ ロ 本体並びに構成ユニットで上記以外の省エネ技術を有する

※各製品の省エネルギーに関わる適合要件の可否については、医療機器メーカーに確認のこと。

※各機器分類に該当する製品名称はESGリースHP参照。同名称は薬機一般的名称であり、医療機器に同梱されている添付文書、又は電子情報として独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページに掲載されている医療機器の一般名称で確認可能。

(8) 補助対象となる脱炭素機器 (分析機器) (その1)

【分析機器とは】

- ・物質の組成、性質、構造、状態等を定性的・定量的に測定する機械・器具又は装置
- ・このうち、「ラボラトリー用（実験、研究用）分析機器」、「医用分析機器」をESGリースの対象とする。

【ESGリースの基準】

- ・以下のイ～トいずれかに該当するもの。

- イ 待機機能やシャットダウン機能を有するもの
- ロ 電源にスイッチング電源などの省電力機能を有するもの
- ハ 真空ポンプにインバータ方式などの省電力機能を有するもの
- ニ ヒーターを用いる機器で小型化や加熱方式などで省電力化しているもの
- ホ 光源にLEDなどの省電力素子・ランプを用いているもの
- ヘ 超電導方式の電流保持器を有するもの
- ト 単位時間当たりの処理能力（測定検体数）の向上により省電力化しているもの

(8) 補助対象となる脱炭素機器（分析機器）（その2）

機器分類	機器の内訳
光分析装置	紫外・可視分光光度計、フーリエ変換赤外分光光度計 蛍光光度分析装置、原子吸光光度計 誘導結合プラズマ発光分光分析計
	エネルギー分散型蛍光X線分析装置、電子線マイクロアナライザ X線光電子分光光度計、核磁気共鳴装置 ガスクロマトグラフ質量分析計 液体クロマトグラフ質量分析計、誘導結合プラズマ質量分析計 飛行時間形質量分析計、走査型プローブ顕微鏡 走査型電子顕微鏡、透過電子顕微鏡
分離分析機器	ガスクロマトグラフ、高速液体クロマトグラフ
臨床化学自動分析装置	臨床化学自動分析装置

3. 補助金交付申請の手続き

(1) 申請及び問い合わせ先

一般社団法人 環境金融支機構 ESGリース促進事業部
東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館 3階
TEL 03-6261-1530 FAX 03-6261-1531
mail [_kankyo-kinyu@ossf.or.jp](mailto:kankyo-kinyu@ossf.or.jp)

(2) 受付期限

	受付期限
補助金交付申請書類の受付期限	令和5年3月15日
補助金実績報告書類の受付期限	令和5年3月17日

3. 補助金交付申請の手続き

(3) 補助金申請書の受付方法

補助金の申請手続きはJGrantsで受け付けます。

なお、交付申請書受領分での補助金の執行状況はOSSFホームページ内で公表しております。

(4) 補助金の振込口座

最初の補助金交付申請を行う前までに「補助金振込先指定口座届出書」にて振込口座を電子メールでお送りください。（送り先：P28参照）

(5) 補助金の交付日程

実績報告書の提出日	補助金額の確定日	補助金交付日
～令和4年6月17日	～令和4年6月30日	令和4年7月29日
～令和4年9月16日	～令和4年9月30日	令和4年10月31日
～令和4年12月16日	～令和4年12月28日	令和5年1月31日
～令和5年3月17日	～令和5年3月24日	令和5年3月31日

(6) 申請手続きの流れ

A. 補助金申請の手続きについて

○申請書類の押印について

各種申請書類の印鑑は、責任者および担当者名、連絡先、メールアドレスを記入することにより、印鑑を省略して頂いて結構です。

A.補助金申請の手続きについて（続き）

「jGrants」とは

- ・デジタル庁が運用している全省庁共通の申請システム（地方公共団体も利用）
- ・従来、申請、審査、交付決定、通知等を郵送など手作業で行ってきた申請手続きを、全てインターネット経由で行うことによる、補助金利用者の**手続きの負担軽減を目的**とします。
- ・申請書類をインターネット経由でのやりとりで申請書類の押印が不要です。
- ・申請者は、行政サービスへのログインを容易にするためのgBidzの法人登録情報を使用します。
→ **指定リース事業者は、gBidzID（gBizIDプライム）の取得が必要**です。



「jGrants」のメリット

- ・郵送作業が不要
- ・gBidzを取得して他の行政サービスを利用している場合や、既に他の補助金でjGrantsを利用している場合、利用しやすい。

A.補助金申請の手続きについて（続き）

gBizIDとは

1つのID・パスワードで、様々な行政サービスにログイン可能なサービスです。

- ・gBizIDには、「gBizIDエントリー」「gBizIDプライム」の2種類があり、ESGリース促進事業では、指定リース事業者は「gBizIDプライム」を取得する必要があります。
- ・「gBizIDプライム」のアカウント取得には、指定リース事業者の印鑑証明書、代表者印が必要です。
- ・登録完了迄、約1～3週間かかります。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

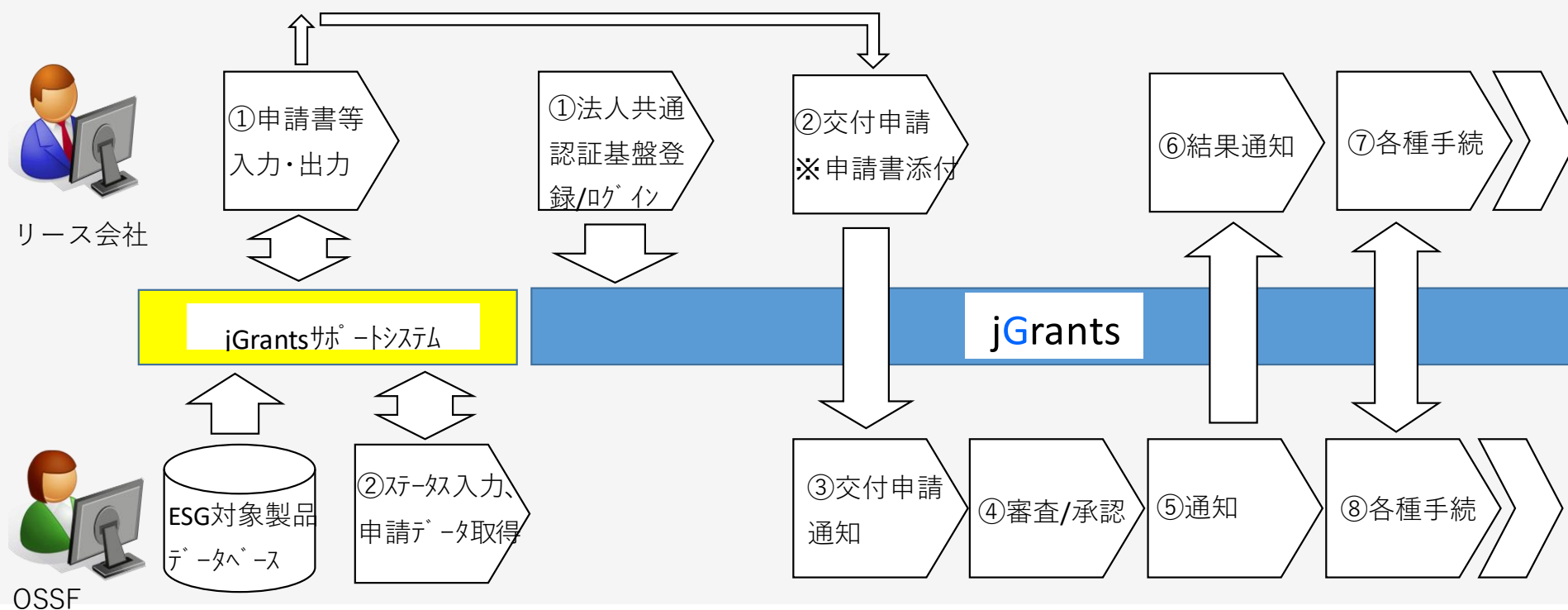


A. 補助金申請の手続きについて（続き）

1) jGrantsとjGrantsサポートシステムの関係

- ・jGrantsで提出する申請書類作成のため、jGrantsとは別途にESGリース専用の「**jGrantsサポートシステム**」を使用します。

→ リース事業者の申請書類入力の手軽化を図ります。



A.補助金申請の手続きについて（続き）

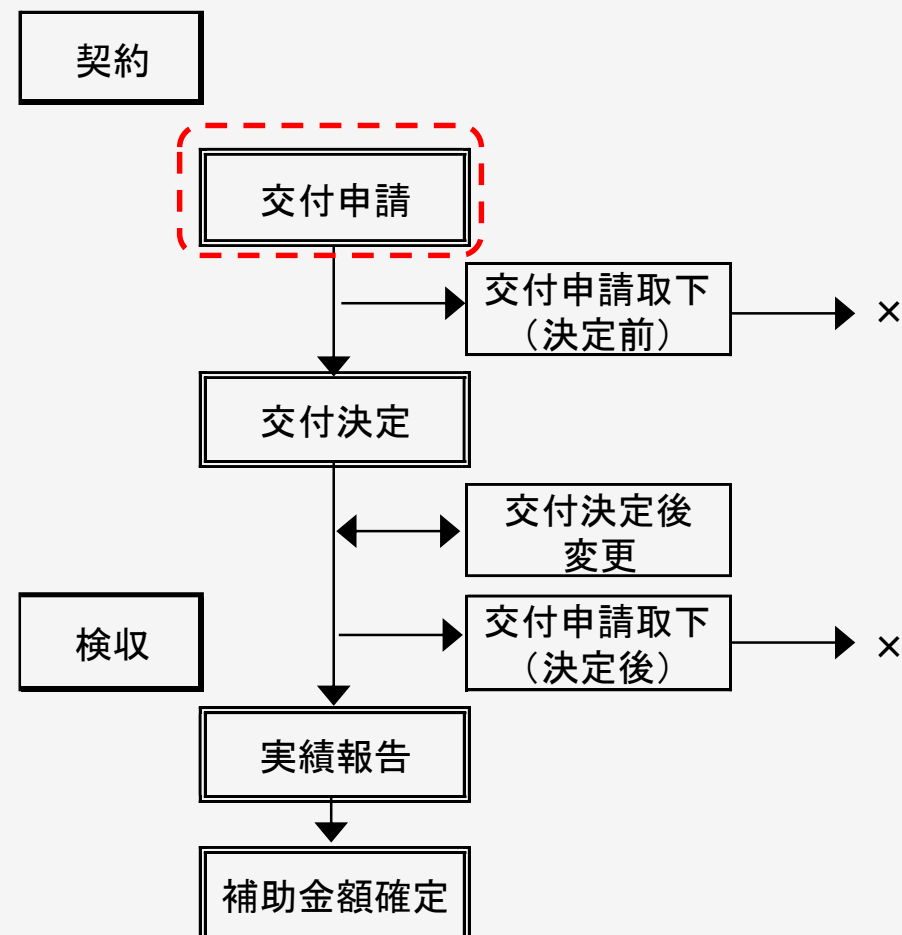
手続種類		申請書出力方法		申請方法	
		jGrants ポータルシステム	書式に 直接入力	jGrants 経由	電子メール 送付
交付申請	交付申請（様式第1）	○		○	
	交付決定後変更（様式第5）	○		○	
	交付申請取下げ（交付決定後）（様式第7）		○	○	
実績報告	実績報告（様式9）	○		○	

B.補助金交付申請について

【交付申請の手順】

- ・jGrantsサポートシステムで**交付申請書（様式第1）**を作成する。
- ・jGrantsにログインし、交付申請画面で必要箇所を入力し、交付申請書（PDFファイル）と**添付書類**を添付ファイルで申請を行います。
- ・OSSFは、交付申請書他申請書類一式を審査し、内容が適正であれば、申請者にjGrants経由で**交付決定通知書（様式第2）**が届きます。

～交付申請手続き～



B.補助金交付申請について

～交付申請手続き～

○交付申請入力項目

入力項目分類	入力内容
指定リース事業者情報	指定リース事業者番号、住所、名称、代表者名、担当者、同アドレス
リース先情報	法人番号、住所、法人名、代表者名、業種、資本金・ベッド数
リース契約内容	契約年月日、リース期間、支払回数、支払間隔、使用開始予定日 各回リース料+初回リース料、前払リース料、前払リース料支払日 前払リース料充当月数、使用開始(借受) 予定日、設置予定場所 設置箇所数
リース対象機器情報	機構指定番号、メーカー名、型式番号、製品分類、数量、法定耐用年数 機器の取得価格、機器の総リース料、法定耐用年数（対象機器全体）
補助金額	当該契約総リース料、補助対象機器総リース料、うち補助対象・対象外部分、 うち補助対象外機器総リース料、補助金交付申請額、補助率
補助金還元情報	還元方法、リース料総額、各回リース料他
チェック項目	サプライチェーン上の脱炭素化取組の有無 、国補助金併用 途中解約×、解約可能オペレーティングリース×、中古品契約× 対象機器の基準適合状況確認、リース期間と法定耐用年数の関係

B.補助金交付申請について

～交付申請手続き～

○交付申請添付書類

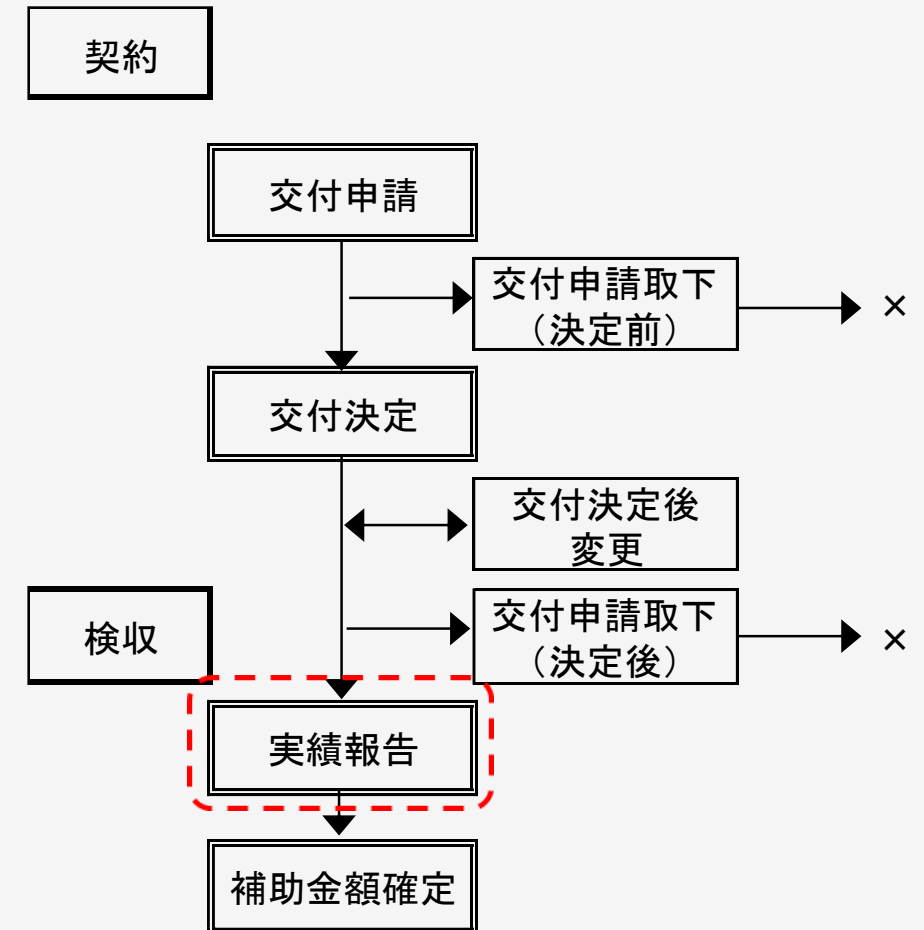
	提出書類名
1	リース契約書の写し
2	特約又は覚書等の写し
3	対象機器の見積書の写し
4	ESGリース促進事業利用申込書の写し
5	導入機器の基準適合チェックシートの写し
6	導入機器の基準適合確認の際に使用した資料の写し（チェックシート別添）
7	（補助対象機器が複数台あり、かつ補助金申込書、交付申請書の対象機器欄に複数行入力する場合）機器別取得価格、リース総額の計算根拠資料の写し
8	（補助金対象外費用を含むリース契約の場合） 補助対象外費用の計算書及び計算根拠の写し
9	適格要件、加点要件を補足する証憑
10	3ヶ月以内のリースバック取引とわかる証憑

B. 補助金交付申請について

【実績報告の手順】

- ・交付決定の通知を受けたリース契約の補助対象機器の設置が完了した時、完了日から起算して**90日後又は令和5年3月17日**の何れか早い日迄に、補助金実績報告書（様式第9）をOSSFに提出。
- ・補助金実績報告書は、jGrantsサポートシステムで作成後、jGrantsにログインし、実績報告画面で必要箇所を入力。補助金実績報告書と**借受証又はこれに類する書類の写し**を添付ファイルとして申請を行います。
※借受証発行期限令和5年3月17日。

～実績報告手続き～



B.補助金交付申請について

～実績報告手続き～

○実績報告書入力項目

入力項目分類	入力内容
指定リース事業者情報	指定リース事業者番号、住所、名称、代表者名
リース先情報	リース先名
リース対象機器情報	機構指定番号、メーカー名、型式番号、製品分類
リース契約情報	借受日

○実績報告書提出時添付書類

	提出書類名
1	借受証又はこれに類する書類の写し

C.補助金交付後のリース契約に係る報告事項について

1) リース契約に係る報告(補助金返還を伴うもの)

- 補助金返還を伴う以下の事由が発生した場合は、リース契約変更届 **(様式第13)** をOSSFに電子メールで提出します。
 - ・リース契約が本資料の2(6)の**要件を満たさなくなった**場合
 - ・申請者とリース先との間での**合意によりリース契約を解約**した場合
 - ・リース契約の**期限の利益を喪失した**場合。
 - ・リース契約の期限の利益の喪失要件は、交付決定を受けたリース契約書で規定されている期限の利益の喪失要件とする。
- リース契約変更届は、ESGリース促進事業のHPからダウンロード可。

C.補助金交付後のリース契約に係る報告事項について （続き）

2) リース契約に係る報告(全ページ以外の補助金返還を伴わないもの)

○補助金返還を伴わないリース契約の内容変更が生じた場合、**リース契約変更届（様式第13）**をOSSFに電子メールで提出します。

【該当する主な変更事項】

- ・法人の合併や法人成りの変更
- ・リース先の社名の変更
- ・物件設置場所の変更

D.補助金の返還事由について

- 1) 補助金の**目的外利用**や**リース契約の途中解約**が発生した場合、交付済補助金の全額又は一部の返還義務が指定リース事業者に生じます。補助金返還義務は**リース契約終了迄継続**。
- 2) 補助金の返還事由
 - ・申請者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく機構の処分又は指示に違反した場合
 - ・申請者が、補助金を**間接補助事業以外の用途に使用した場合**
 - ・申請者が、事業に関して**不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合**
 - ・交付決定を受けたリース契約が、2.(3)の補助対象となる**リース契約の要件を満たさなくなった**場合（申請者とリース先との間での合意解約、期限の利益の喪失等により対象機器が引き揚げられ地球温暖化対策として以降利用されなくなった場合を含む）
 - ・その他、交付の決定後に生じた事情の変更により、間接補助事業の全部又は一部を**継続する必要がなくなった場合**

D.補助金の返還事由について (続き)

1) 補助金交付決定取消の通知

- ・OSSFは、補助金の交付決定の全部又は一部の取消をした場合、速やかにリース事業者には**補助金交付決定取消通知書（様式第11）**を通知します。

2) 補助金返還額の支払い

- ・OSSFは、取消をした場合、当該取消にかかる部分について既に補助金が交付されている時は、当該補助金の交付決定の全部又は一部の返還命令を、リース事業者には**補助金返還命令書（様式第12）**で通知します。
- ・リース事業者は、補助金返還命令書を受理後、**返済期限（当該命令日より20日以内）迄**に、機構の振込先指定口座に補助金の返還を行う必要があります。

E. 指定リース事業者の事情の変更について

- ・指定リース事業者は、**合併、解散等の組織変動**、又は**会社運営における重要な事象の発生**があった場合、指定リース事業者事情変更届出書（環境省所定様式）を、速やかに環境省に提出する必要があります。

F.書類保存の義務について

- ・交付決定を受けたリース契約に係るリース契約関係書類（リース契約書、特約又は覚書等、及び借受証又はこれに類する書類等）は、**リース期間満了まで保管する必要があります。**